

公益財団法人江野科学振興財団

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人江野科学振興財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、交通費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

2 役員及び評議員には、会議等への出席の都度、別表に定める金額を支給する

3 この法人は、役員及び評議員に対し賞与及び退職手当は支給しない。

4 前1、2、3項にかかわらず、興国インテック株式会社の役員及び職員がこの法人の役員及び評議員を兼務する場合、その報酬は原則支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 役員及び評議員の報酬は、月の初日からその月の末日までにおける会議等への出席により計算した総額を、翌月10日までに支給する。

2 報酬は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、本人が申し出た場合は通貨をもって本人に支給することができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

役 職	会議等への出席の都度(1人あたり)	年度総額(合計)の限度額
理事	20,000 円	600,000 円
監事	20,000 円	200,000 円
評議員	20,000 円	600,000 円